

## 雲南市環境保全型農業推進方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) 現状と課題

環境問題に対する関心が高まる中、農業においても環境との調和について適切な対応をとり、消費者の信頼を得ていくことが必要である。

農業は、本来その生産を資源循環に依存し、環境と調和した産業であるとともに、適切な農業生産活動による良好な農村の自然環境の形成や自然循環機能の発揮を通し、循環型社会形成に貢献する正の環境影響がある一方、肥料・農薬・エネルギーなど各種資材の利用、家畜排せつ物や使用済みプラスチックの排出などに伴う負の環境影響の両面を持ち合わせている。

環境に配慮した快適な地域社会の創造は、すべての産業が貢献すべき重要な課題であり、自然の資源循環を通して豊かな農作物を生産する農業においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

また、本市の持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間を存続している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生態系の維持、保存をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

#### (2) 今後の推進方向

本市はこれまでも環境保全型農業を進めるため、有機質堆肥の施用や減化学肥料・減化学合成農薬による作物生産の推進、廃プラスチック排出の削減等を進めてきたところであるが、全市的な取組には至っていない。

このため、「雲南市環境保全型農業推進方針」（以下、「推進方針」という。）を定め、今後一層、化学肥料や農薬の使用を抑えた農業生産方式の導入を積極的に推進し、できる限り環境負荷の少ない農業への転換を早期に実現させ、本市の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業の確立を目指す。併せて、カエル、トンボなどの生きものと共生する農業生産の推進を図る視点で、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

### 2 取組目標

本市の環境保全型農業は、効率的な施肥や防除、家畜排泄物等有機資源の積極利用による土づくりを基礎とし、化学肥料・農薬の効率的利用により、これら資材への依存を減らし、生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷の低減

を目指すこととし、次の目標を掲げて取組むものとする。

- ・エコファーマー認定者数の拡大  
(H26 99人 → H30 110人)
- ・特別栽培農産物及び島根県エコロジー農産物推奨面積の拡大  
(H26 92.7ha → H30 110ha)

### 3 推進体制

環境保全型農業を推進するためには、県、市、農業団体、農業者等が一体となって推進する必要がある。このため、雲南市、JAしまね雲南地区本部、島根県東部農林振興センター雲南事務所が連携し、一体的な推進を図る。

### 4 推進内容

#### ① 土づくり・適正施肥の取り組み

- ・島根県の施肥基準の見直しに合せた新施肥基準の周知
- ・土壌分析や生育診断に基づく適正な施肥管理の指導
- ・耕種農家と畜産農家との連携による家畜ふん尿サイクルの促進
- ・適正な代かきの指導
- ・側条施肥田植機の導入による効率的施肥技術の確立

#### ② 防除

- ・病虫害発生予察による適期防除
- ・生物農薬やマルチフィルム等の有効利用
- ・水稻の種子温湯消毒等による化学農薬低減

#### ③ その他

- ・クリーニングクロープを組み込んだ合理的な輪作体系の普及・定着
- ・緑肥作物の栽培と利用技術の確立
- ・水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

### 5 作物別生産体系

#### ・水稻

有機質資材施用技術…堆肥等有機質資材施用  
化学肥料低減技術…有機質肥料施用、局所施肥  
化学農薬低減技術…温湯種子消毒、機械除草

#### ・麦、大豆、飼料作物

有機質資材施用技術…堆肥等有機質資材施用  
化学肥料低減技術…有機質肥料施用、局所施肥  
化学農薬低減技術…機械除草、除草用動物

- ・そば、なたね

有機質資材施用技術…堆肥等有機質資材施用

化学肥料低減技術…有機質肥料施用

化学農薬低減技術…機械除草、除草用動物

- ・野菜、花卉、果樹

有機質資材施用技術…堆肥等有機質資材施用

化学肥料低減技術…有機質肥料施用、局所施肥、肥効調節型肥料の利用

化学農薬低減技術…生物農薬、抵抗性品種・台木利用、土壌還元消毒、太陽熱消毒、光利用、フェロモン剤、被覆栽培、マルチ栽培

#### 4 その他必要な事項

冬期湛水については、概ね 11 月から 2 月までの間、環境用水、沢水やため池からの水の引き込み、地下水などからのポンプアップ等による取水措置を講じ、畦塗りや畦畔シート等の設置により湛水状態の維持に努めるものとし、生産記録等で確認できるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日 施行

平成 27 年 4 月 1 日 改正